

令和2年12月1日付け県公報第163号静漁調委公告（静岡海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正）中、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
p 1	上から13	<u>（これらの規定を法第88条第4項 （同条第5項において準用する場 合を含む。）</u>	<u>（これらの規定を法第88条第4項 （同条第5項において準用する場 合を含む。）</u> において準用する場 合を含む。）